

飼養衛生管理基準（非商用家畜）

令和 7 年 9 月 29 日公布

【令和 8 年 10 月 1 日施行】

I 家畜防疫に関する基本的事項 1 飼養する家畜の健康観察 2 獣医師等の健康管理指導 3 密飼いの防止	1 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を衛生管理区域又は専ら住居の用に供する畜舎等の敷地（以下この項において「衛生管理区域等」という。）外へ移動させる場合は、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。 2 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。 3 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
II 衛生管理区域等への病原体の侵入防止 4 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	4 衛生管理区域を設定し、入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において

5 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。 5 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域に退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
6 他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域等に持ち込む際の措置	6 他の農場等で使用し、又は使用したおそれのある物品は、原則、衛生管理区域等内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。衛生管理区域内に車両が立ち入る場合にあっては、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

Ⅲ 衛生管理区域等内における病原体による汚染拡大防止 7 畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施 8 野生動物の侵入防止及び害虫の駆除 9 飼料・飲水の病原体による汚染の防止	7 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。 8 畜舎に野生動物が侵入しないよう、開口部に防鳥ネットその他の必要な措置を講ずること。はえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること。 9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。
Ⅳ 衛生管理区域等外への病原体の拡散防止 10 衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等 11 家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止	10 衛生管理区域等から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。 11 家畜保健衛生所から提供される情報、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、飼養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報を積極的に把握すること。飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するとともに、農場から家畜及びその死体並びに排せつ物の移動を行わないこと。